

瓊林会長崎支部規約

令和元年6月5日改定

第1章 総 則

(名 称)

第1条：本会は瓊林会長崎支部と称する。

(事務所)

第2条：本会は事務所を長崎市片淵4丁目2番1号長崎大学経済学部内の瓊林会館内におく。

(目 的)

第3条：本会は会員相互の親睦を厚くし知識を交換し、母校である長崎大学経済学部との絆を密にし、(公社)瓊林会本部並びに他支部との連携を密にするとともに本部の公益事業の支援をおこなうものとする。

(事 業)

第4条：本会は前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1) 会員の所在等を把握し会員相互の連携を図る。
- (2) 本会の総会・懇親会・講演会等を開催し会員相互の親睦を図る。
- (3) 長崎大学経済学部や本部の活動状況を共有し、その発展を助成する。
- (4) ホームページ等のITを活用し会員相互のコミュニケーションを促進する。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第2章 会 員

(会 員)

第5条：本会は長崎高等商業学校、長崎経済専門学校、長崎工業経営専門学校、長崎大学経済学部(大学院含む)卒業生のうち長崎市及びその周辺に在住又は勤務する者をもって正会員とし、本会の趣旨に賛同する者を特別会員とすることができる。

- (2) 会員は、住所等の異動があった場合は速やかに事務局に届け出ねばならない。

第3章 役 員 等

(役 員)

第6条：本会の役員として支部長1名、副支部長5名以内、常任幹事18名以内、監事2名、事務局長1名を設ける。監事は役員の業務状況および財産の状況を監査し総会にて報告する。

- (2) 役員は本会の常任幹事会(役員会)で人選し、総会出席者の過半数の承認を得て決定する。
- (3) 役員の任期は2年とする。但し再選を妨げない。
- (4) 補欠として新たに選任された役員の任期は、前任者の任期が満了するまでとする。

(支部長)

第7条：支部長は支部を統括し会員相互の親睦・扶助を通じて団結の実を挙げ、本部の諸活動を支援すると共に長崎支部会員の総意を本部の諸活動に積極的に反映せしめるものとする。

- (2) 副支部長、常任幹事、事務局長は支部長の支部活動、本部への支援活動を補佐し、支部長に事故あるときは支部長に代って支部長代行の職責を負うものとする。

(顧 問)

第8条：本会に顧問を置くことができる。

顧問は会員の中から役員会の推薦に基づき委嘱することができ本会の重要事項について支部長に助言する。

第4章 幹事会・常任理事会（役員会）・委員会

（幹事会・常任幹事会）

第9条：常任幹事会（役員会）及び幹事会は必要に応じ支部長が招集する。

(2) 常任幹事会は総会に提出する議案等を先議し、本会の方針を策定する。

(3) 各回幹事・職域の選出は、各卒業年度会員及び主たる職域会員からの推薦による。
推薦がない場合は、支部長の指名とする。

(4) 常任幹事の任期は2年とし、支部総会で改選決議する。再任は妨げない。

また、各回・職域幹事の任期は3年とし、交替する際は代替りの者を推薦し事務局へ連絡する。

（各回・職域幹事）

第10条：幹事は職域・各年次の会員の意見を聴取し、総会・懇親会等の活動への参加を働きかける。

又会員情報について事務局宛連絡し、名簿の改訂に努める。

（常任幹事）

第11条：常任幹事は支部長の命を受け幹事と協力して会の運営にあたり、年度毎に支部活動の目標、行動計画を決定し各幹事の責任体制の確立を期するものとする。

（委員会）

第12条：本会の活動において円滑な運営を図るため委員会を設置することができる。

委員は支部長が任命する。

第5章 総 会

（総 会）

第13条：本会は年1回通常総会を開く。総会の議長は支部長、または支部長が指名した者がこれに当る。

但し必要ある時は、臨時総会を招集することができる。

（総会付議事項）

第14条：次の事項は通常総会に提出し、その承認を受けなければならない。

1. 事業報告と事業計画
2. 決算報告並びに予算
3. 公益に関する事業及び予算
4. その他重要な事項

（規約変更）

第15条：本規約の変更は総会の決議による。

（決議の方法）

第16条：議決案は総会に出席した正会員1人1個とし、過半数の賛成で議決する。

書面又は電子媒体で議決権行使した正会員も出席とみなす。

第6章 会 計

（経 費）

第17条：本会の経費は会費及び寄付金をもって支弁する。

（会 費）

第18条：正会員は各年度に会費5,000円を拠出し、内、2,000円を支部会費とする。

年度内に事務局に納入する。

（会計年度）

第19条：本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 分 会

(分会)

第20条：正会員5名以上いる職域には分会を設けることができ、分会の名称、年度毎に会員情報を策定のうえ支部長宛 設立の申請を行う。又、分会を廃止する場合も支部長宛申請し総会の承認をうるものとする。

第8章 慶 弔

(慶弔)

第21条：会員の慶弔また災害の場合には次の区分により、祝金、弔慰金また見舞金をおくるものとする。

1. 祝金

喜寿のとき 5,000円

米寿のとき 5,000円

白寿のとき 10,000円

2. 見舞金

会員が災害又は重大な不幸に遭った場合は、支部長に諮り見舞金1万円以上を呈する。

3. 弔慰金

会員死亡のとき 10,000円

4. 以上は何れも支部会費を継続的に納入している会員に限るものとする。

第9章 個人情報管理

(個人情報管理)

第22条：本会の会員名簿を管理する者を「個人情報管理者」として人選し、本部へ登録し「個人情報管理規定」を遵守しなければならない。

すなわち本会の会員の個人情報については本部へ連絡し「会員情報データベース」に登録することにより本部・支部間で情報を共有し、正確性、機密保持につとめる。

また住所・勤務先など変更が生じた時や物故者についても本部あて連絡しなければならない。

第10章 重要書類・記録等/設置

第23条：本会には次の書類を備えておかなければならない。

(1) 瓊林会長崎支部規約 (2) 会員名簿 (3) 会計帳簿および書類

第24条：本会の細則は別に定める。

- 附則
1. この規約は、平成25年4月1日付で社団法人瓊林会が解散し公益社団法人瓊林会に移行したことに伴い任意団体の瓊林会長崎支部の規約として新たに定めるものである。
 2. 本規約に定める役員は原則として無給とする。ただし、事務局長については役員会で定める報酬を支給することができる。
 3. 本会の活動に必要な交通費等の費用はその実費を支給することができる。
 4. 本会則は平成27年6月15日より実施する。